

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	18	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第154条第1項	不利益処分の種類	立入検査によらない検定証印等の除去	
<b>立入検査によらない検定証印等の除去</b> <b>法第154条</b> 第151条第1項に規定する場合のほか、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であって取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項客号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。						
<b>(検定証印等の除去)</b> <b>法第151条</b> 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第148条第1項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器(第16条第1項の政令で定めるものを除く。)を検査させた場合において、その特定計量器が次の名号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。 一 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。 二 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えること。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。 2 前項第1号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする 3 第1項第2号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器(第71条第3項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。 4 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第1項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。						